

入会規定見直し提案

兵ト協海上コンテナ 大ト協部会に

兵ト協海上コンテナ部会（佐賀里隆之部会長）は10月18日、県トラック総会館で役員会を開き、入会規定の見直しに向けて同じ入会規定を設けている大ト協海上コンテナ部会に提案

することにした。

入会規定は現在、大ト協と同じにそろえており、その第1条2項に「海上コンテナ専用トラック及びトレーラの保有比率が1対2以上であること」と定め

ているが、このほど保有比率が1対1の事業者から入会希望があった。

規定通りに運用すると、この事業者の入会は認められないということになるが、この事

業者の荷主は優良企業で、輸送形態も1対1が正常、1対2に増やすと常に半数のシャーシが利用されないという特殊事情があるという。このため、部会では入会を認める方向で一致し、大ト協部会と協議することにした。

一方、大ト協部会が打ち出した阪神高速道路からの指導警告書に、関係団体に文書を出すよう働きかけてほしいと10月2日、兵庫県ト

会も同様のアンケートを実施することにした。10月中旬をメドに回収する。

同部会では、国土交通省や経済産業省がトラック運送業の取引改善を荷主団体に働きかけていることに関連して、海コン事業の取引改善についても国交省から日本港運協会など関係団体に文書を出すよう働きかけてほしいと10月2日、兵庫県ト

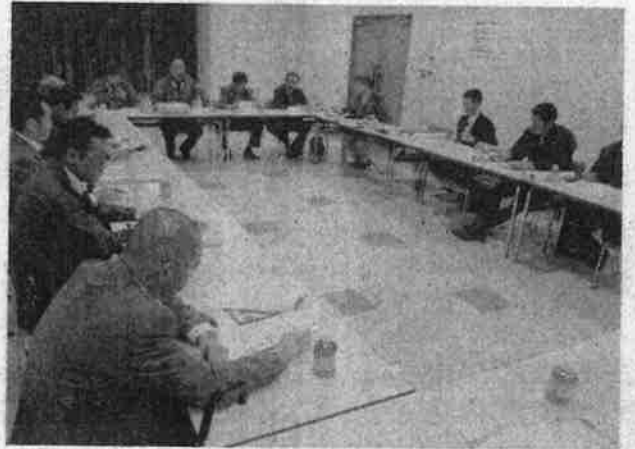
トラック協会（福永征秀会長）と全ト協海上コンテナ部会（藤木幸二部会長）に要請した。日本経済団体連合会や業種別経済団体など110団体もこのほど

「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」を発表しており、佐賀里部会長（協栄運輸）は「取引改善を進める絶好の機会」としている。

車限令データ共有へ

海コン協会 海コン部会と

阪神港海上コンテナ協会（山口与嗣雄会長）は10月19日、大阪市住之江区の大阪港トランスポートシステム（OTS）で理事会を開き、大ト協海上コンテナ部会が実施する車両制限令違反に関するアンケート調査の結果データを共有する方針を固めた。兵ト協海コン部会も同様のアンケートを実施する方向で検討しており、阪神港



阪神港海コン協会の理事会

海コン協会は両ト協とデータを共有し、行政など各方面に改善を働きかけたい考えだ。大ト協海コン部会では10月の役員会で、車両制限令違反に伴う阪神高速道路会社からの警告書をどれくらいか受け取っているのかアンケート調査する方針を決定したが、同部会長も兼務する山口会長（近畿木材運輸）はこの日の理事会で

「国際海上コンテナの通行は国際条約で認められているにもかかわらず、阪神高速では自動計測機で計測して違反車両に警告書を出している」と批判、警告書を受けた海コン事業者が説明に行った2カ月後、阪神高速から処分なしの通知を受けたことも紹介した。山口会長は特殊車両通行許可が申請から許可まで約3カ月掛かっ

ていることも「遅すぎる」としており、車限令とともに改善を働きかけたい考えだ。一方、兵ト協の部会から、現在の入会規定に抵触する新規入会の希望があったが、入会を認める方向で考えているとして、同じ基準を適用している大ト協の部会と協議したいと

の申し入れがあった。兵ト協と大ト協の両海コン部会は入会規定などを統一しており、トレーラヘッドとシャシーの割合を現在1対2と決めているが、兵ト協部会に入会を希望してきた会社は特殊な事情があり1対1になっているとあり、1対2の必要はまったくないとい

う。海コン協会、兵ト協、大ト協両部会の3者が合同で適正化委員会を開いて協議する案も出されたが、大ト協部会長も務める山口会長は「大ト協の来月の役員会で話し合いたい」と述べ、まず大ト協で協議することで一致した。